

令和6年 第6回

甲斐市農業委員会議事録

令和6年6月28日

1 日 時 令和6年6月28日(金) 午後3時00分～

2 場 所 甲斐市役所 竜王庁舎 新館2階 防災対策室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第14号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件
報告第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件
議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請の件
議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認の件
議案第25号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件(農地中間管理事業)

4 欠席委員

5 議事録署名委員 7番 小田切 浩一委員、8番 興石 秀貴委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名
農業委員会事務局長 小宮山 佳浩
農業委員会事務局庶務係 窪田 友昭
農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之
農業委員会事務局庶務係 河野 慎

7 閉 会： 午後4時50分

【事務局長】

それでは、はじめにあいさつを交わして始めたいと思います。
ご起立をお願い致します。

相互に礼。

ご着席ください。

それでは、第6回農業委員会総会を始めさせていただきます。
会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましても、よろしくお願ひ
します。

【議長（会長）】

（あいさつ）

本日の出席委員は18人です。定足数に達しておりますので直ちに
会議を開きます。

（日程第1 議事録
署名委員の指名）

【議長】

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、7番 小田切委員と 8番 興石委員を指名致
します。

（日程第2 会期の
決定）

【議長】

日程第2、会期の決定を致します。
本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ござい
ませんか。

（異議なしの声）

異議ありませんので、本日1日と決定致します。
それでは議事に移ります。

（日程第3 議事）
（報告第14号）

【議長】

それでは議事に移ります。
「報告第14号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件」
を上程致します。

事務局に 番号5番 の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 1 ページをお願いします。

農地法施行令第 3 条第 1 項の規定により農地転用の届出がありました。
甲斐市農業委員会 事務専決規程 第 3 条により専決処分をしましたので
報告します。

番号 5 番 地図公図は 1 ページ、2 ページになります。

境●●、面積 203 m²を●●の●●さんが敷地拡張のための転用の届出
が出ています。

この土地につきましては、すでに敷地の一部となっていましたので、始末
書を添付の上で追認案件となります。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委
員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

(報告第 15 号)

それでは次の議事に移ります。

【議長】

「報告第 15 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の件」
を上程致します。

事務局に 番号 16 番 から 20 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 2 ページをお願いします。

農地法施行令 第 10 条第 1 項の規定により農地転用の届出がありました。
甲斐市農業委員会 事務 専決規定 第 3 条により専決処分をしましたの
で報告します。

番号 16 番 地図公図は 3 ページ 4 ページになります。

大下条●●、面積 37 m²を●●の●●さんから●●の●●に所有権移転
により宅地分譲 6 区画にするための転用の届出が出ています。

隣接宅地と一体で開発します。
続きまして。

番号 17 番 地図公図は 5 ページ、6 ページになります。
西八幡●●、面積 298 m²を●●の●●さんから、●●の●●さんに、所有権移転により自己用住宅建築のための転用の届出が出ています。
続きまして。

番号 18 番 地図公図は 7 ページ、8 ページになります。
西八幡●●、面積 234 m²を●●の●●さんから、●●の●●さんに、使用貸借により自己用住宅建築のための転用の届出が出ています。
続きまして

資料 3 ページをお願いします。
番号 19 番 地図公図は 9 ページ、10 ページになります。
境●●、面積 230 m²を●●の●●さんから、●●の●●さんに、使用貸借により自己用住宅建築のための転用の届出が出ています。
続きまして。

番号 20 番 地図公図は 11 ページ、12 ページになります。
中下条●●、面積 604 m²を●●の●●さんから、●●の●●に、所有権移転により宅地分譲 1 区画にするための転用の届出が出ています。
説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(特に問題がなければ)

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

(議案第 22 号) それでは次の議案に移ります。

【事務局】 「議案第 22 号 農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程致します。

事務局に 番号8番 の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長
資料4ページをお願いします。
番号8番、地図公図は13ページ、14ページになります。
竜王●●、面積738㎡を●●の●●さんから●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。
申請地で野菜の栽培を予定しています。所有機械については耕運機です。
モニターの写真は東側から撮影したものです。
説明は以上です

【議長】 事務局の説明は以上です。
次に現地調査の報告を ●番 ●●委員 お願いします。

【●番●●委員】 6月19日に7名で現地調査を行いました。
場所はドラゴンパークに隣接する道路に面した農地になります。
譲受人はパート職で農業経験が3年と短く、作物は自家消費であることから、面積的に大きすぎる思いはありますが、適切に維持管理されるということで、譲渡人が高齢で県外在住により管理が困難なことから、有効に農地活用されると判断されます。
ご審議をお願いします。

【議長】 次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】 表題に基づく現地確認を行いました。
該当農地につきましては、調査時は耕運して適正にされておりますが、譲渡人は県外に居住していることから長期休耕状態で、今回譲受人が営農計画に基づく野菜の栽培を行うことで、遊休農地の解消が図られ、特に問題ないと考えられますので、ご審議よろしくをお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。
番号8番 を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして事務局に 番号9番 の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号番、地図公図は 15 ページ、16 ページになります。

竜王●●、面積 587 m²を●●の●●さんから●●の●●子さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

果樹の栽培を予定しています。所有機械については耕運機、噴霧器、刈払い機です。

モニターの写真は北側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番 ●●委員 お願いします。

【●番●●委員】

譲受人の●●氏立会いのもと、合計 8 名で現地調査を行いました。

深い雑木林化した農地ですが、ブルーベリーの栽培についての具体的な作業工程表など、●●氏より示されていること。ほかにドラゴンパーク近くの農地にブルーベリーの栽培実績があるので、信頼して許可判断できるものと思われまます。但し、接道がないことから、隣接地の地権者から通行許可の同意は得ているようですが、トラブル防止により明文化した方が良いのではないかとの意見を副会長からいただきました。その他は問題ないと思いますので許可相当と考えます。

ご審議よろしくお願ひいたします。

【議長】

次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】

先ほどの番号 8 番の後、同メンバーで現地確認を行いました。

該当農地につきまして、現状は雑木や草が繁茂しており、一体が雑木林で畑の機能を果たしていない状況でした。

譲受人の営農計画を見ますと、許可後に雑草や雑木の伐採や土壌改良を実施し、ブルーベリーを植え付け、3 年目以降に多方面への販売を計画しています。また、該当地は進入道路がなく、道路付きの地権

者から進入に関わる同意書が添付されており、本来の畑としての機能に戻ることから、問題ないと考えられます。

よろしくご審議をお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号9番 を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

(議案第23号) それでは次の議案に移ります。

【議長】 「議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件」を上程致します。

事務局に 番号19番の説明を求めます。

【事務局】 はい議長

資料5ページをお願いします。

番号19番、地図公図は17ページ、18ページになります。

岩森●●、面積66㎡を●●の●●さんから、●●の●●さんに所有権移転により敷地拡張のための転用の許可申請が提出されました。

申請地は都市計画法用途地域内の3種農地です。

譲受人は、自家用車両増加のため、敷地を拡張する計画です。

排水については、砕石敷きのため自然浸透の計画です。

資金証明、事業計画書、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。

この土地は譲渡しが県外在住のため、防草を理由にすでに砕石が敷かれていましたので譲渡し人から始末書を提出させています。

モニターの写真は東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に ●番 ●●委員 の意見ですが、本人より現地調査の結果、問題なしとの報告を受けています。

次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】

申請農地は塩崎駅の北東に位置し、住宅の地域内にあります。

この農地は北側の一般住宅に接していきまして、所有権移転後の転用目的は、その一般住宅の宅地拡張に伴うものであります。

隣接の宅地と一体利用となりますので付近に農地はなく、宅地として利用しても何ら問題ないと思われまます。以上です。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 19 番 を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第 24 号)

次の議案に移ります。

【議長】

「議案第 24 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件」を上程致します。

事務局に 利用権設定の 番号 34 番 から 36 番 の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 6 ページをお願いします。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定です

番号 34 番、地図公図は 19 ページから 24 ページになります。

団子新居●●ほか 4 筆、合計面積 5905 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに田と畑を 5 年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

野菜の栽培を予定しています。賃借料は●●です。

続きまして

番号 35 番、地図公図は 25 ページ、26 ページになります。

竜王新町●●、面積 326 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに畑を 6 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

野菜の栽培を予定しています。賃借料は 10 アール当たり●●円です。

続きまして、

資料 7 ページをお願いします。

番号 36 番、地図公図は 27 ページ、28 ページになります。
宇津谷●●、面積 1444 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに畑を 5 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。
野菜の栽培を予定しています。賃借料は 10 アール当たり●●円です。
説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

ほんのうちりようしゅうせきけいかく

質問がないようですので、本農地利用集積計画を承認することに決定致します。

(議案第 25 号)

次の議案に移ります。

【議長】

「議案第 25 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件、農地中間管理事業によるもの」を上程致します。

事務局に 利用権設定の 番号4番 の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 8 ページをお願いします。農地中間管理機構を利用した利用権設定です

山梨県農業振興公社が土地所有者からかりあげて、配分者に貸し付ける仕組みとなっています。

番号 4 番、地図公図は 29 ページ、30 ページになります。

岩森●●ほか 1 筆、合計面積 2171 m²を●●の●●さんが公益財団法人山梨県農業振興公社に畑を令和 6 年 8 月 1 日から 10 年 5 か月間、新規に貸し付ける計画が提出されました。賃料は 10 アールあたり●●円です。

公社の配分予定者は●●の●●さんで、ブドウの栽培を予定しています。公社と公社配分予定者は農用地利用集積等促進計画に基づき令和 6 年 8 月 1 日から 10 年 5 か月間貸し付ける計画となっています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、ほんのうちりようしゅうせきけいかく本農地利用集積計画を承認することに決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年 月 日

議事録署名委員 番

議事録署名委員 番

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

甲斐市農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之

|

